

汚染米不正流通事件および米政策等に関わる要請について

2008年10月29日 農民運動全国連合会 会長 白石淳一

汚染米不正流通事件は、政府の売却処理数量に加えて、商社が処理した19,598トンを含めて34,185トンのぼることを政府は公表しました。農民連は事件発覚当初から商社の処理した数量の公表を要求しており、公表はあまりにも遅きに失した感は否めません。公表の遅れは、国民の不安・不信をさらに煽り、しかも、商社ルートについての行き先は4.2%しか判明しておらず、国民の不安は高まるばかりです。

MA米の汚染米不正流通問題は、MA米の輸入はWTO協定上、「輸入機会の提供」にすぎないにもかかわらず、政府が勝手に「義務」だとねじ曲げて、輸入数量の達成を最優先してきたことに起因するということは、もはや議論の余地がありません。こうした根本問題の解決とあわせた再発防止策でなければ根本的解決にはなりえないことを強く指摘するものです。

米政策に関わって、政府は今年産米について集荷円滑化対策を発動した上で、全量、備蓄米として買入れの方針を打ち出しました。これは、過剰米処理だけで需給調整及び米価対策を講じるという手法の破綻を意味しています。強制減反の矛盾が深化している今、国際的な食糧事情の変化に対応するために、水田のフル活用を基礎に食料自給率の向上を図る方向に抜本的に転換するときです。以上の趣旨から下記の点について実現されることを強く要請します。

記

(1) 汚染米不正流通の実態解明と再発防止策について

- 1、依然として未解明となっている、政府が業者に売却した汚染米および、商社が処理した19,598トンの流通先と用途を公表すること。島田化学工業についても同様に明らかにすること。また事故米麦についても全容を明らかにすること。
- 2、「物品（事業用）の事故処理要領」のなかで卸売業者への売却にかかわる記述があるが、MA米制度が始まって以来の販売先および数量を明らかにすること。
- 3、政府がMA米の輸入を委託している商社への行きすぎた経費負担、助成は中止すること。
- 4、再発防止として米関連商品に広く原料米の原産地表示を義務付けるとしているが、あらゆる加工品はもとより、主食用に供される外食にも表示を義務付けること。

(2) MA米制度の根幹にかかわって

- 1、MA米の輸入は義務だとする1994年5月の政府統一見解を撤回すること。
- 2、WTO交渉の場で、MA米制度の廃止を要求するとともに、今後は、需要のないMA米の輸入は中止すること。

(3) 米問題について

- 1、ペナルティを前提にした「強制減反」は次年度以降、中止すること。
- 2、今後、需要増が予想される国内産米による加工や飼料用途を踏まえた数十万トン規模の大幅な政府備蓄米の買入れをおこない、備蓄の役割を終えた古米を加工や飼料等に振り向けること。
- 3、生産費を償う米価の下支え制度を確立すること。
- 4、品質の劣悪なクズ米を混入した米の流通を規制するとともに、政府による「品位・品質基準」を設けること。また、低所得者向けに、かつての「標準価格米」のような制度を政府の責任で創設すること。
- 5、米改革によって政府が米流通への規制を撤廃したことは、前述したように今回の汚染米不正流通事件の重大な背景になっている。同時に、規制撤廃は、国民に米を安定的に供給する機能を喪失させ、流通の混乱を引き起こしている。政府が責任を持って国民に安全な米を安定的に供給するシステムを確立すること。

以上